

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）定款第2章の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、定款第6条に定める正会員、普通会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(入会)

第3条 入会は、当法人が別に定める入会申込書により行うものとする。

2 入会の申込を行おうとする者が正会員であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代るべき規程
- (2) 代表者の氏名、住所
- (3) その他当法人が必要と認めた書類

(記載内容の変更)

第4条 会員は、前条第1項の規定により提出した入会申込書の記載事項又は第2項の規定により添付した書類の内容に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

(入会金)

第5条 当法人の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 普通会員 1,000円
- (3) 賛助会員 10,000円（1口あたり）

(年会費)

第6条 当法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 普通会員 3,000円

ただし、普通会員が小学生または中学生である場合には、1,000円とする。

- (3) 賛助会員 10,000円（1口あたり）

2 前項第2号の普通会員が、入会と同時に、別に定めるキンボールスポ

ーツリーダー資格を取得する場合には、初年度の会費を全額免除する。
(納付)

第7条 会費は、毎年4月1日から年度末日までの分を、当該事業年度の末日まで一括で納付するものとする。

(会費の用途)

第8条 入会金及び年会費は、定款第3条に定める事業に使用するほか、当法人の運営上必要な経費に使用することができる。

(有効期間)

第9条 正会員および普通会員の有効期間は、毎年4月1日から年度末日までとし、1年ごとに更新するものとする。

2 賛助会員の有効期間は、入会した日から年度末日までとする。

(任意退会)

第10条 正会員、普通会員、賛助会員及び名誉会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員、普通会員、賛助会員及び名誉会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、正会員、普通会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、一般法人法上の社員としての地位を失う。

2 正会員、普通会員、賛助会員及び名誉会員が前3条の規定によりその

資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

(変更)

第14条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(その他)

第15条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年度定時社員総会で決議した日から施行する。